

令和6年12月制定  
令和7年 6月改正

## 海上工事作業に伴う許可申請手続き等 の手引き

気仙沼海上保安署



# 海上工事作業に伴う許可申請手続き

## 第1章 適用法令

### 第1節 概説

### 第2節 海域と適用法令

## 第2章 港則法

### 第1節 工事・作業許可申請

- 1 根拠
- 2 許可が必要となる港
- 3 工事・作業の範囲及び適用される行為
- 4 許可を要しない工事・作業の例示
- 5 申請書のあて名及び提出先等
- 6 申請者
- 7 申請書の提出部数
- 8 申請書の提出時期等
- 9 審査基準及び標準処理期間
- 10 申請書の提出・許可書の受理方法
- 11 申請書の記載要領
  - (1) 工事(作業)許可申請書
  - (2) 工事(作業)内容変更許可申請書
  - (3) 使用船舶(機械)変更届
- 12 申請書等の様式
  - (1) 工事許可申請書
  - (2) 作業許可申請書
  - (3) 工事(作業)内容変更許可申請書
  - (4) 使用船舶(機械)変更届
- 13 申請書の記載例
  - (1) 工事許可申請書(岸壁改修工事)の記載例
  - (2) 作業許可申請書(深浅測量、潜水調査)の記載例
  - (3) 作業許可申請書(ボーリング作業)の記載例

## 第3章 水路業務法

### 第1節 通報

- 1 根拠
- 2 通報の対象となる工事の例示
- 3 通報のあて名及び提出先等
- 4 通報者
- 5 通報の提出方法
- 6 通報の様式

## 第2節 許可

- 1 根拠
- 2 申請が必要な水路測量の例示
- 3 申請のあて名及び提出先等
- 4 申請者
- 5 申請の提出方法
- 6 申請書の記載要領
- 7 申請書の様式

## 第4章 その他

### 第1節 港則法適用港一覧

### 第2節 水底土砂に係る判定基準

### 第3節 気仙沼港港域図

### 第4節 志津川港港域図

## 第1章 適用法令

### 第1節 概説

海上における船舶交通法規について定めた法律には、「海上衝突予防法」（昭和52年法律第62号）、「海上交通安全法」（昭和47年法律第115号）及び「港則法」（昭和23年法律第174号）があります。

海上で行われる工事、作業、行事、工作物の設置といった行為は、一定の水域を占有し又は船舶交通の安全を阻害する恐れがあるため、「海上交通安全法」及び「港則法」により許可、届出等が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があり、一般的に工事、作業、行事を行う場合は、安全管理体制を確立するとともに、区域明示用の標識設置、警戒船の配備、海域利用者等に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

なお、気仙沼海上保安署の担任水域管内には、海上交通安全法が適用される海域はありません。

#### 【参考：港則法の目的】

「港則法」（昭和23年法律第174号）

#### 第1条（法律の目的）

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

#### 【補足】

港は、通常他の海域より多くの船舶が出入りしますが、港内の水域は広さに限界があり、また、防波堤等の構築物によって複雑な水路を擁しているため、当該水域においてふくそうする船舶を、交通ルールの一般法である海上衝突予防法のみで規制していたのでは、船舶の衝突、座礁等の事故が発生するおそれがあり、港内の交通秩序を保つことが困難であるので、特別の交通ルールである港則法を定めることにより、港内における水路の保全、災害の防止等に関する規制が行われています。

また、港湾の修築や埋立、護岸工事等の海岸線に変化を及ぼす工事等は、船舶の安全航行に影響を与えることから、「水路業務法」により海上保安庁長官への通報が義務付けられているとともに、水路測量の費用の一部又は全部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する場合には、海上保安庁長官の許可が必要となります。

船舶の安全確保のためには、海図は常に最新の状態に維持する必要があり、工事によって海図に変化が生ずる場合には、適宜海図を修正しなければなりません。

このため、工事の実施者は、工事許可申請とは別に水路業務法に基づく通報や許可申請を行い、海図の最新維持に必要な水路通報や海図補正に係る情報を提供しなければなりません。

#### 【参考：水路業務法の目的】

「水路業務法」（昭和25年法律第102号）

#### 第1条（目的）

この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もって海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

## 第2節 海域と適用法令

海上において工事、作業、行事を行う場合には、当該海域により適用法令、申請様式、申請先等が次表のとおり定められています。

海 域	適用法令と条文	申請様式		申請先（宛名）
		工事・作業	行事	
特定港又は特定港の境界付近	港則法第31条第1項 港則法第32条	許可申請	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用港又は同港境界付近	港則法第31条第1項 港則法第45条	許可申請	※	海上保安部長
港湾及びその他の海岸線	水路業務法第19条第1項	通報 (海岸線、水深等が変化する場合)		海上保安庁長官
	水路業務法第6条	許可申請 (水路測量に公費経費が含まれる場合)		海上保安庁長官 又は 管区海上保安本部長

※ 特定港以外の港則法適用港又は同港境界付近において、端艇競争その他の行事を実施する際には、行事中における事故防止、船舶交通の安全確保の見地から、「作業許可申請」の提出が必要となる場合があります。

## 第2章 港則法

### 第1節 工事・作業許可申請

#### 1 根拠

##### 港則法第31条（工事等の許可）

特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

##### 港則法第45条（準用規定）

第9条、第25条、第28条、第31条、第36条第2項、第37条第2項及び第38条から第40条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行ふものとする。

#### 2 許可が必要となる港

気仙沼海上保安署管内で許可が必要となる港は、港則法施行令第1条により、  
特定港以外の港・・・気仙沼港、志津川港  
と定められています。

なお、各港の港域は、「第4章 第1節 港則法適用港一覧」のとおりです。

#### 3 工事・作業の範囲及び適用される行為

- (1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設等の痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものと区別しています。
- (2) 一般的に工事又は作業と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業等当該行為の及ぼす影響が当該行為の行われる場所に限られるもので、他の船舶交通を阻害するおそれがない行為や船舶の離着岸及び荷役作業等港内で通常行われる行為については除外されます。
- (3) 定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の竹材、漁具類の敷設等は、漁業行為の前提としてなされるものですから、当該行為は作業に該当し、許可が必要となります。
- (4) 潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等は、器具使用の有無に関わらず、作業に該当し、許可が必要となります。
- (5) 栈橋、岸壁及び橋梁での工事・作業は、施工上、作業船を使用する場合や既設の構造物から海上に張り出した状態で足場や型枠等を設置する場合、作業資機材の海上落下防止措置、油類等の海上流出防止措置、汚濁防止措置等が必要となる場合には、許可が必要となります。
- (6) 採水、採泥、潮流観測等の海況調査のように、調査場所で一旦停止した状態で実施するような場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがあることから、許可が必要となります。

なお、ブイや潮流観測用機器等の設置に関しては、当該設置物の設置及び撤去作業にかかる行為のみが許可の対象となり、当該設置物の設置から撤去までの間の水域占有にかかる許可については、港湾管理者等にお問い合わせください。

- (7) 無人航空機（ドローン等）の飛行のみの場合については、許可に該当しません。航空法等の関係規則の順守及び航空局又は空港事務所への手続きを行ってください。ただし、無人航空機が飛行するにあたり、その付随する行為が船舶交通に影響を及ぼす場合は許可が必要となります。

#### 4 許可を要しない工事・作業の例示

港則法適用海域であっても、船舶の通航実態がほとんどない水域における次のような工事・作業は、許可を要しません。

- (1) 小規模な作業
  - (2) 当該施設の管理者が発注する施設の維持のための小規模な作業等
  - (3) その他港内の整頓及び船舶交通の安全確保に影響を及ぼさない工事又は作業
- なお、具体的に許可を要するかどうかについては、事前に窓口にお問い合わせください。

#### 5 申請書のあて名及び提出先等

##### (1) 申請書のあて名・提出先

特定港にかかる申請書は、当該港を管轄する海上保安部長へ提出して下さい。

提出先	申請書書式記載のあて名	申請が適用される港の区域
気仙沼海上保安署	宮城海上保安部長	気仙沼港、志津川港

##### (2) 事務取扱窓口

気仙沼海上保安署 〒988-0034 気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎 電話番号 0226-22-7084 FAX番号 0226-22-3469 E-mail jcg2-kesennuma-3j9b@ki.mlit.go.jp
--

##### (3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっておりますが、これ以外の時間帯及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）に受付を希望される方は、窓口に電話連絡のうえ、受付の可否を確認してください。

#### 6 申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」で、工事又は作業を実際に施工する責任者で、当該行為について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

従って、請負契約を締結し、工事等の施工が一任されている場合には、その請負先が申請者となります。

## 7 申請書の提出部数

申請書は、「1 1 申請書の記載要領」を参考にしてA4縦版で作成して1部提出してください。

なお、許可印等を押印した書類一式の返却を希望される場合は、1部追加して提出してください。

## 8 申請書の提出時期等

工事等の許可申請は、海上保安署長による審査、当該海域利用者への周知期間等を考慮し、原則として着手日の1ヶ月前までに提出して下さい。

(他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から充分な説明をお願いします。)

なお、海難に伴う船底調査作業等の緊急を要するものについては、この限りではありません。

また、許可を受けた工事等の内容に変更が生じた場合は、許可を受けた工事等の工期が終了する前までのできるだけ速やかな時期に、「工事（作業）内容変更許可申請書」を作成し、内容変更許可申請の手続きを行ってください。

工事が完成した際は、事務取扱窓口に電子メール等にて連絡してください。

## 9 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき、海上保安部長は、港則法に規定する審査基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口において閲覧できるようにしておりますので許可申請等を行う場合には事前に確認して下さい。

## 10 申請書の提出・許可書の受理方法

### （1）申請書の提出方法

申請書は、事務取扱窓口に直接提出するか、電子メールにて提出してください。

なお、上記方法による提出ができない場合は、事前に窓口に連絡のうえ、提出方法を相談してください。

### （2）許可書の受理方法

申請された工事・作業に対し、海上保安部長が許可すれば、申請者（担当者）あて、許可された旨電話連絡しますので、窓口に許可書を受取りにお越しください。

なお、許可書の郵送を希望される方は、申請書の提出に併せ、切手付返信用封筒をご用意ください。

## 11 申請書の記載要領

### （1）工事（作業）許可申請書

工事又は作業の許可の申請については、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない」旨規定されています。

工事又は作業の許可申請にあたっては、工事・作業の種類に応じて「工事許可申請

書」又は「作業許可申請書」と題記するとともに、次の項目を記載し、図面等資料を添付のうえ、申請して下さい。

① 種類

工事・作業の主な種類を簡潔に記載する。

(例) 潜水作業、起重機船作業、測量作業、浚渫工事、護岸増築工事 等

② 目的

工事・作業の施工目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

海上及び船舶交通に影響を及ぼすおそれのある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記する。

(準備工及び陸上のみでの工事・作業並びに船舶交通に影響を及ぼさない工事・作業の期間は含まない。)

(例1) 期間を要する場合

期 間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(予備日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

時 間 ○時〇分～〇時〇分までの間 (または日出～日没までの間)

(例2) 1日の場合

実施日 令和〇年〇月〇日

(予備日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

時 間 ○時〇分～〇時〇分までの間 (または日出～日没までの間)

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位(真方位)・距離又は緯度・経度(世界測地系)での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突塔等の固定物(灯浮標等の移動性のあるものは除く)を言い、灯台の名称は、灯台表(海上保安庁発行)に記載されているものを用いる。

イ 岸壁上又は海域を占用しない岸壁側傍での作業の場合には、海図に表示してある岸壁名を付して記載する。

ウ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付する。

(例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

○〇灯台から〇〇〇度〇〇〇メートルの地点を中心とする半径〇〇〇〇メートルの円内の海域

(例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点 〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

- B点 A点から〇〇度〇〇メートルの点  
 C点 B点から〇〇度〇〇メートルの点  
 D点 C点から〇〇度〇〇メートルの点

(例3) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

- A点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒  
 B点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒  
 C点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒  
 D点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒

(例4) 場所が岸壁上又は岸壁の側傍である場合の記載方法

気仙沼港〇〇岸壁

## ⑤ 方法

ア 実施（施工）の順序に従い、図面等を用いて具体的に分かり易く記載する。

また、工程が多岐に渡る場合には、フロー図等にて施工工程を示すこと。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
- ・工事・作業の進捗に伴う作業船等の配置が何通りかに分けられるもの
- ・作業船に積載する資機材等が、作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの

ウ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法並びに照明設備等について明らかにする。

エ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

## ⑥ 危険予防の措置

ア 標識の設置

作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に設置する標識は、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意喚起を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易く識別し易いものでなければならない。

申請書への記載にあっては、設置場所に応じた標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

また、設置物には流出時に備え、所有者、連絡先等を明記すること。

工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められ、標識の光度が15cd以上の場合は設置の許可が、また、15cd未満であっても設置の届出が必要な場合があるので、詳しくは宮城海上保安部交通課（電話番号 022-367-3817）に問い合わせること。

海上衝突予防法に定められている各種船舶に掲揚するべき灯火及び形象物については、この欄又は次項の「安全対策」欄に記入する。

(例1) 浚渫作業船には、海上衝突予防法に定められた灯火（紅色・白色・紅色全周灯）及び形象物（球・菱・球）を掲揚する。

(例2) 潜水作業船には、国際信号書に定められた「A旗」を示す信号板を掲揚する。

#### イ 安全対策

工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策（所有者・連絡先の明記）
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事説明会の開催及び周知用リーフレットの配布状況
- ・工事変更、中断等における措置
- ・浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施状況

#### ⑦ 緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

（注：港湾管理者、発注者は必ず入れる。）

#### ⑧ その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

#### ⑨ 連絡先

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号、夜間連絡先等を明記する。

#### ⑩ 添付資料

- ・現場位置図
- ・工事（作業）区域図
- ・工事施工計画図（計画平面図、施工図、構造図等）
- ・状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図等）
- ・使用船舶（機械）一覧
- ・警戒船業務管理者・専従警戒要員等一覧

- ・工事作業に従事する協力業者一覧
- ・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・工事作業の契約書又は発注証明書の写し等（期間、発注者・請負者が記載されたもの）
- ・他機関の許可書の写し（港湾管理者の工事・水域占用許可書等）
- ・水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）
- ・周知用リーフレット
- ・工事説明会の議事録・出席者名簿

## （2）工事（作業）内容変更許可申請書

海上保安部長の許可を受けた工事・作業について、工事・作業の内容（工期、施工方法等）を変更したい場合には、工事・作業の種類に応じて「工事内容変更許可申請書」又は「作業内容変更許可申請書」と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ申請してください。

### ① 工事（作業）名

既許可書と同様の工事（作業）名を記載する。

### ② 許可年月日及び許可番号

既許可書に付してある許可年月日及び許可番号を記載する。

### ③ 工事（作業）場所

工事（作業）区域を拡大又は縮小する場合は、前記（1）の工事（作業）許可申請書記載要領にならい、図面を添付して具体的に記載する。

なお、工事（作業）場所が既許可と異なる場合は、新たに前記（1）の工事（作業）許可申請書により許可を申請する必要があります。

### ④ 工期

工期に変更がある場合は既許可期間及び変更期間を分かり易く記載し、変更がない場合は既許可期間を記載する。

なお、工期に予備日を設定して申請した場合であって、予備日の終了日までに工事（作業）が終了する場合は、この申請書による許可を申請することは要しないが、既許可期間が終了した後の工期延長は、この申請書で許可を申請出来ません。新たに前記（1）の「工事（作業）許可申請書」により許可を申請する必要があります。

### （例1）工期を延長する場合

既許可期間 令和〇年1月1日から令和〇年1月31日までの間

変更期間 令和〇年1月1日から令和〇年2月28日までの間

### （例2）既許可期間内で施工方法等を変更する場合

既許可期間 令和〇年1月1日から令和〇年1月31日までの間

変更期間 令和〇年1月15日から令和〇年1月31日までの間

## (例3) 工期を延長して施工方法等を変更する場合

既許可期間 令和〇年1月1日から令和〇年1月31日までの間

変更期間 令和〇年1月1日から令和〇年2月28日までの間

(令和〇年1月15日から令和〇年2月28日までの間)

(注：( )は、施工方法等の変更期間)

## (5) 内容変更理由

内容変更の理由を具体的に記載する。

## (6) 内容変更工事（作業）の施工方法

施工方法に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第〇〇〇号令和〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

## (7) 危険予防の措置（標識及び安全対策）

内容変更に伴う措置がある場合は追記し、既許可のとおりである場合は「既許可第〇〇〇号令和〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

## (8) 連絡先（氏名、連絡先）

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第〇〇〇号平成〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

なお、現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号等の変更のみの場合は、この申請書の表題を「工事（作業）内容変更届」と題記して提出する。

## (9) 添付資料

- ・ 内容変更にかかる図面等
- ・ 既許可書添付の工程表
- ・ 変更後の工程表
- ・ 新たに契約書等を取り交した場合は、その契約書等の写

## (3) 使用船舶（機械）変更届

海上保安部長の許可を受けた工事・作業について、使用する船舶又は機械類に変更又は追加がある場合には、変更する船舶又は機械の種類に応じて「使用船舶変更届」又は「使用機械変更届」と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ提出してください。

ただし、使用船舶等を大型化する等、航行船舶等に及ぼす影響が既許可と異なる場合には、「工事（作業）内容変更許可申請」の手続きが必要となります。

- ① 工事（作業）名
- ② 許可年月日及び許可番号
- ③ 工事（作業）場所
- ④ 既許可期間
- ⑤ 変更期間
- ⑥ 変更理由
- ⑦ 変更船舶（機械）の要目

⑧ 添付資料

- ・既許可添付の使用船舶（機械）一覧表
- ・変更後の使用船舶（機械）一覧表

1 2 申請書等の様式

- (1) 工事許可申請書
- (2) 作業許可申請書
- (3) 工事（作業）内容変更許可申請書
- (4) 使用船舶（機械）変更届

## 工事許可申請書

令和 年 月 日

宮城海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

1 種類

2 目的

3 期間及び時間

4 区域又は場所

5 方法

6 危険予防の措置

(1) 標識

(2) 安全対策

7 緊急連絡系統図

8 その他

9 連絡先

10 添付資料（図面等）

## 作業許可申請書

令和 年 月 日

宮城海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

1 種類

2 目的

3 期間及び時間

4 区域又は場所

5 方法

6 危険予防の措置

(1) 標識

(2) 安全対策

7 緊急連絡系統図

8 その他

9 連絡先

10 添付資料（図面等）

## 工事（作業）内容変更許可申請書

令和 年 月 日

宮城海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

1 工事（作業）名

2 許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号

3 工事（作業）場所

4 工期

既許可期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  
内容変更期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 内容変更理由

6 内容変更工事（作業）の施工方法

7 危険予防の措置（標識、安全対策）

※新たなものがある場合

8 連絡先

※変更がある場合

9 添付資料

## 使用船舶（機械）変更届

令和 年 月 日

宮城海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

1 工事（作業）名

2 許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号

3 工事（作業）場所

4 既許可期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 変更期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6 変更理由

7 変更船舶（機械）の要目

8 添付資料

### 1.3 申請書の記載例

- (1) 工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例
- (2) 作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例
- (3) 作業許可申請書（ボーリング作業）の記載例

工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例

## 工事許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城海上保安部長 殿

申請者 住所 気仙沼市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇

### 1 種類

起重機船等による岸壁改修工事

### 2 目的

老朽した気仙沼港〇〇ふ頭〇〇岸壁を修復するため、コンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

(発注者：〇〇〇)

### 3 期間及び時間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(予備日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

日曜日を除く毎日〇時〇分～〇時〇分までの間

### 4 区域又は場所

気仙沼港〇〇ふ頭〇〇岸壁前面海域（別添「作業区域図」のとおり）

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒  
B点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒  
C点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒  
D点 北緯〇度〇分〇秒 東経〇度〇分〇秒

## 5 方法

### (1) 工事・作業の概要

老朽化した○○岸壁（前面水深D L - ○○m、延長○○m D L + ○m）を新設するため、ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するもです。

### (2) 深浅測量工

測量船○隻を陸上の作業員の誘導により東方から西方向に間隔○○m、速力約○○ノットで航走させ、音響測深機により現状水深を測量します。

なお、岸壁から○○m以内の側傍は、動力式小型船舶を使用してレッドにより測量します。

### (3) 撤去工

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻（小割り）を撤去し、背後に仮置きします。

なお、アスファルトは分別して陸上処理場へ運搬処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等の撤去物を「作業状況図」のとおり配置したクレーン台船により底開式土運船（押船式、全長○○m）に積込み、○○埋立地まで運搬（○隻/日、延べ○○隻）し、埋立用材として投入します。（「作業状況図」、「土砂運搬経路図」参照）

### (4) ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン○○函を吊り揚げ撤去し、○○埋立地のケーソン仮置場へ吊り運搬し仮置きします。吊り上げ時は潜水士○名により玉掛け作業を行います。なお運搬全長は○○mとし、警戒船○隻を配備するほか、船舶交通の輻輳する時間帯を避け行います。（「ケーソン撤去状況図」、「ケーソン運搬・仮置作業図」参照）

### (5) 捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石（約○○m<sup>3</sup>）を撤去し、○○埋立地に運搬（ガット船○隻/日、延べ○隻）し、基礎石に流用するために投入します。

### (6) 磁気探査工

探査船にて、工事区域全域にわたり水平磁気探査を行います。「水平磁気探査状況図」のとおり、磁気計を取り付けた木枠を探査船にて速力○ノット以下、側線幅○メートルで曳きながら、異常物がないことを確認します。異常物を確認した場合、潜水士船より潜水士が入水の上、探針棒により異常物の大きさ、周辺の確認等の潜水磁気探査を行います。（「水平磁気探査状況図」参照）

(7) 地盤改良工

サンドコンパクション（S C P）船〇隻を「杭打ち作業状況図」のとおり配置し、北側から南側へ海底下〇〇mまで砂抗〇〇本打設します。砂は〇〇港からガット船により搬入（〇隻/日、延べ〇隻）し、ガットバージに瀬取後、S C P船に供給します。

なお、地盤改良終了後、地盤改良状況を確認するため、セップ船を使用して〇か所でボーリング調査を実施し、全ての作業終了後に音響測深機による深浅測量を行います。（「杭打ち作業状況図」、「地質調査作業図」、「測量状況図」参照）

(8) 盛上土撤去工

グラブ式浚渫船〇隻を「盛上土撤去作業図」のとおり配置し、D L－〇〇mまで盛上土を撤去します。撤去土は底開式土運船（曳航式、全長〇〇m）により〇〇埋立地へ運搬（土運船〇隻/日、延べ〇隻）し、埋立用材として投入します。

なお、別添のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。（「盛上土撤去作業図」、「運搬経路図」参照）

(9) 捨石投入工

〇〇港からガット船により捨石を運搬（〇隻/日、延べ〇隻）して投入し、潜水士作業船を使用（〇隻/日、延べ〇隻）して潜水士により－〇〇mに均して基礎を築造します。

(10) ケーソン据付工

〇〇埋立地に仮置中のケーソン〇〇函をクレーン船により吊り運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。運搬時の全長は〇〇〇mとして警戒船〇隻を配備して延べ〇〇日間行います。

据付時は、潜水士〇名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、〇〇港からガット船で運搬（〇隻/隻、延べ〇隻）した山土を中詰土として投入します。（「ケーソン運搬及び据付状況図」、「中詰作業状況図」参照）

(11) 上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

〇日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約〇〇m<sup>3</sup>）を投入（〇隻/日、延べ〇隻）します。（「上部工作業状況図」、「深浅測量状況図」参照）。

(12) その他

陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取り付けた後、測量船〇隻により作業海域の音響測深を行い、水深－〇〇mが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

## 6 危険予防の措置

### (1) 標識

- ① 潜水作業中は、作業船に国際信号書に定める「A旗」を表す信号板を掲げます。  
(注：岸壁から潜水を行う場合には、岸壁上に「潜水作業中」と標示した横断幕を掲示すること。)
- ② 作業船には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物を掲げます。
- ③ 作業船が作業区域に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、海域を直射しないようにして甲板等を間接照射し、他の航行船舶に注意を促します。また、アンカーワイヤーの水深-〇〇mの位置には、灯浮標（〇〇〇製、〇型、塗色黄色、灯色黄色、4秒1せん光、光度、光達距離〇km、灯高〇m）を設置します。
- ④ ケーソン撤去及び据付時は、海面下のケーソン上部に〇〇m間隔で標識灯（〇〇〇製、〇型、塗色黄色、灯色黄色、4秒1せん光、光度、光達距離〇km、灯高〇m）を設置します。
- ⑤ 作業船のアンカーワイヤーの水深-〇mの位置にアンカーブイ（黄色、玉型）を設置します。

### (2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し事故防止に努めます。
- ② 施工に当たっては、隣接する区域の工事・作業施工者と工程、土砂投入手順、運航経路等を調整するとともに、工事・作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において、本事故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手渡して事故防止を徹底します。

また、工事・作業の内容、ケーソン曳航計画等については、地元漁業協同組合、旅客船運航会社等の関係者へ事前に周知します。

- ③ 作業船の運航に当たっては、「作業船運航管理規程」に従い運航管理を行います。  
運行管理者〇〇〇〇（〇〇歳、経験年数〇〇年）
- ④ 通航船に支障がある場合には、作業を中断し、作業船を移動するか又はアンカーワイヤーを緩めて通航路を確保します。
- ⑤ 作業中は、「警戒船管理要領」に基づき警戒船〇隻を配備し、作業区域に隣接する船舶等に対してVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

また、ケーソン吊り運搬作業時には、別途専従の警戒船〇隻を配備します。

- ⑥ 作業区域と隣接する岸壁は、大型船舶の入港があることから、施工期間中利用する〇〇（株）担当者と作業対応及び出入港船舶の調整等を行います。

なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者は別添のとおりです。

- ⑦ 撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である○○(株)と調整のうえ、別添「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して行います。
- ⑧ 施工に伴って発生する廃棄物及び油類等が海面に落下し流出しないよう瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、現場事務所にオイルフェンス○○m、油吸着材○○kgを備え置きます。
- ⑨ 作業に当たっては、気象状況に留意し、気象警報又は何れかの基準に達する場合には作業を中止し、作業船を○○海域へ退避させます。
- また、震度○以上の地震発生時又は津波注意・警報発表時には作業を中止し、作業員を高台に避難させます。（「緊急避難場所位置図」参照）

#### 作業中止基準

一般作業の場合	潜水作業の場合
風速 ○m/s以上	風速 ○m/s以上
波高 ○m以上	波高 ○m以上
視程 ○km以下	視程 ○km以下
	流速 ○m/s以上
	水中視界 ○m以下

- ⑩ 事故発生時等は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに気仙沼海上保安署に連絡し、指示を受けることとします。
- ⑪ 今回の施工部は、昭和○○年に築造された際、磁気探査及床堀、土砂置換工事を行っており、爆発物の異常点は有りませんでした。
- なお、磁気探査の結果、爆発物等の危険物が発見された場合には、直ちに気仙沼海上保安署に連絡し、指示を受けることとします。
- ⑫ 埋立地の埋立用材に流用する土砂については、土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。
- ⑬ 工事許可書は、現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑭ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。
- ⑮ 港則法及びその他の海事関係法令を遵守します。

#### 7 緊急連絡系統図

別添「緊急連絡系統図」のとおり

## 8 連絡先

○○建設株式会社○○作業所

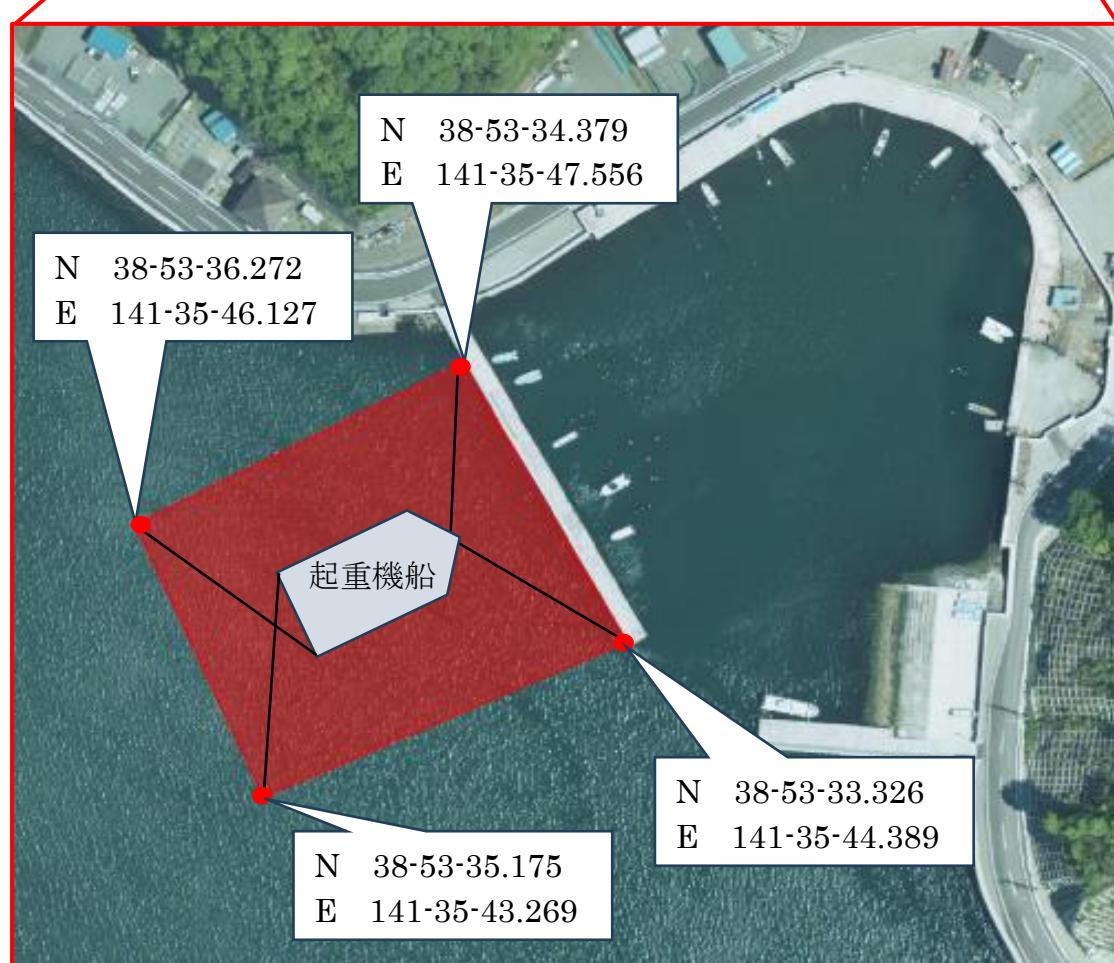
現場責任者 ○○○○

TEL ○○○○-○○-○○○○ (昼間)

TEL ○○○○-○○-○○○○ (夜間)

## 9 添付資料

- ① 位置図、工事区域図（最大使用船舶の配置状況により決定すること。）



② 作業状況図（注：作業船係留図、運搬経路図、施工区域図、施工平面図、施工断面図等、記載文書と関連させ、複雑な場合は色分けなどすること。）

③ 標識設置図

④ 標識管理要領

⑤ 標識の仕様（標体、灯質、灯色等が記載されたカタログ等）

⑥ 土砂投入要領書（土量が記載されてるもの）

⑦ 工程表

⑧ 使用船舶（機械）一覧

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬力	用途	乗組員	専従警戒要員
起重機船						
潜水土船			トン PS		名	名
警戒船			トン PS		名	名
作業船			トン PS		名	名
作業船			トン PS		名	名

	船舶検査済票の番号	船舶検査証書の有効期限	船長の氏名	海技免状の種類 有効期限	連絡手段

## ⑨ 警戒業務管理者・専従警戒要員等一覧

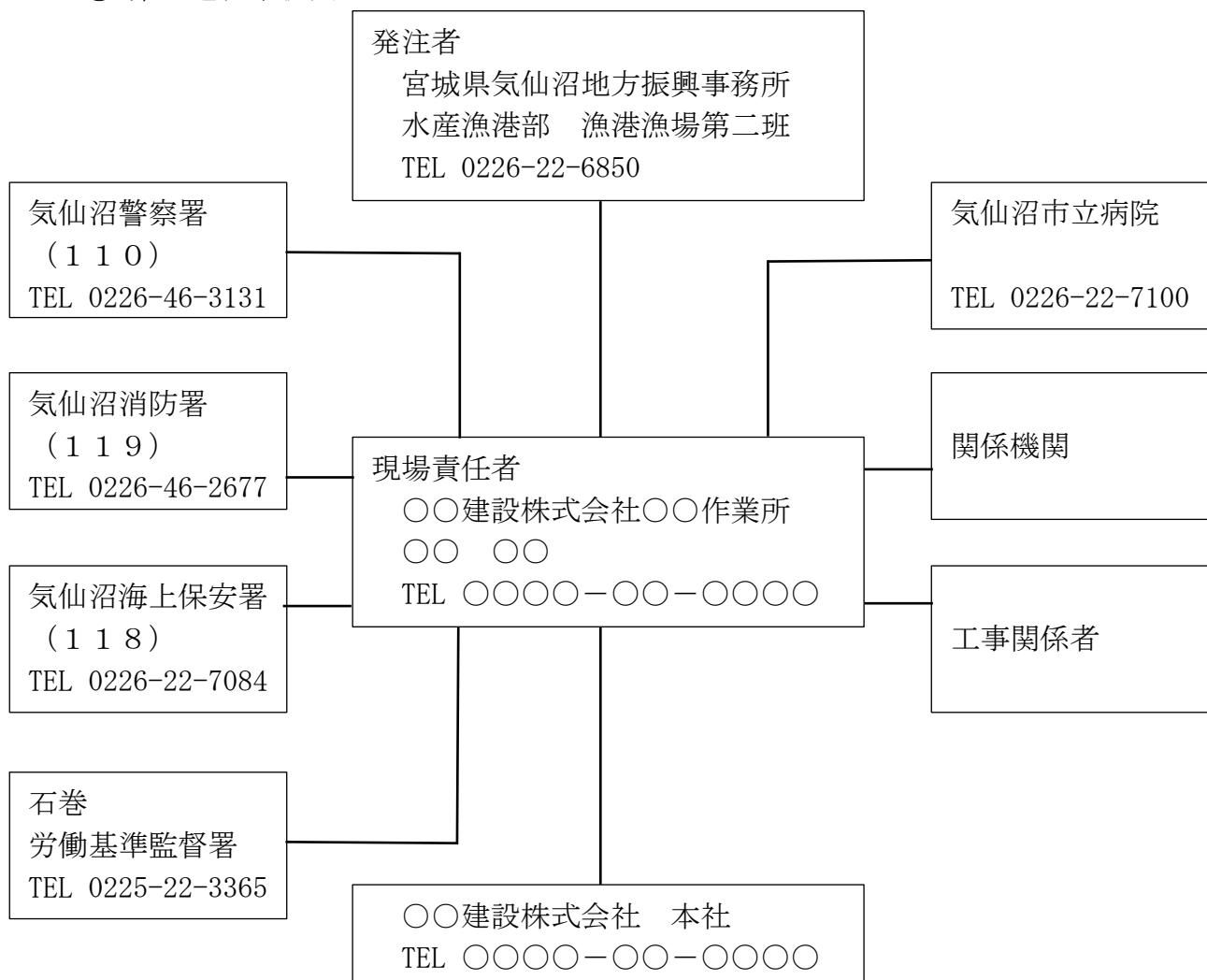
## 警戒業務管理者

職名	氏名	年齢	警戒業務経験年数	管理講習受講書
警戒業務管理者		歳	年	第〇〇〇号 昭・平 . .
〃 補助者		歳	年	第〇〇〇号 昭・平 . .
〃 補助者		歳	年	第〇〇〇号 昭・平 . .

## 専従警戒要員

氏名	警戒業務経験年数	業務講習受講書
	年	第〇〇〇号 昭・平 . .
	年	第〇〇〇号 昭・平 . .

## ⑩ 緊急連絡系統図



⑪ 施工体制等協力業者一覧

⑫ 土砂溶出検査結果等

⑬ 契約書又は発注証明書の写し等（期間、発注者・請負者が記載されたもの）

作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例

## 作業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城海上保安部長 殿

申請者 住所 気仙沼市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇

### 1 種類

作業船による深浅測量及び潜水調査作業

### 2 目的

気仙沼港〇〇ふ頭〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的とした音響測深機による深浅測量及び潜水調査

### 3 期間及び時間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

（予備日 令和〇年〇月〇日）

日出～日没までの間

### 4 区域又は場所

気仙沼港〇〇ふ頭〇〇岸壁前面海域

### 5 方法

#### （1）深浅測量

測量区域の内、護岸法線から〇〇m以内の区域は測量船上からレッドで測量し、〇〇mより沖側の区域は測量船搭載の音響測深機により測量します。測量船は、自船に搭載のG P Sにより測量点に船位し〇〇m間隔で護岸法線に対して直角方向に沖側から〇m毎の水深を測量します。（「測量区域図」参照）

（注：測量区域、測線、測量点を図示すること。）

## (2) 潜水調査

護岸から○○m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水作業船（潜水士○名）を使用して、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視調査し、工事施工上の障害物等があれば適宜写真撮影をします。（調査区域図参照）

（注：調査区域、赤旗設置位置等を図示すること。）

## 6 危険予防の措置

## (1) 標識

① 潜水作業中の作業船には、国際信号書に定める「A旗」を表す信号板を掲げます。

（注：岸壁から潜水を行う場合には、岸壁上に「潜水作業中」と標示した横断幕を掲示すること。）

## (2) 安全対策

① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し事故防止に努めます。

② 潜水作業中は専従警戒要員が乗船する警戒船○隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名○○○○

業務講習受講番号 宮城第○○号（令和○年○月○日）

③ 測量作業中は専従警戒要員により見張りを厳重にし、他船の通航に支障がある場合は、作業を一時中止し、退避します。

④ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

また、津波注意・警報発表時には作業船を○○海域へ退避させます。（「退避場所位置図」参照）

## 作業中止基準

## 一般作業の場合

風速 ○m/s以上

波高 ○m以上

視程 ○km以下

## 潜水作業の場合

風速 ○m/s以上

波高 ○m以上

視程 ○km以下

流速 ○m/s以上

水中視界 ○m以下

⑤ 作業船と潜水士との連絡方法としては、水中電話を使用します。

- ⑥ 隣接する〇〇岸壁の管理者とは、作業の実施について調整済みであり、隣接工事施工者（〇〇会社）とは、作業区域が一部重複するため、当社の作業実施日には、隣接工事施工者が作業を中止することで調整済みです。  
(注：関係先との調整結果を具体的に記載すること。)
- ⑦ 事故発生時等は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに気仙沼海上保安署に連絡し、指示を受けることとします。
- ⑧ 工事許可書は、現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑨ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。
- ⑩ 港則法及びその他の海事関係法令を遵守します。
- ⑪ 海域利用者との事前の調整及び周知を行います。

## 7 緊急連絡系統図

別添「緊急連絡系統図」のとおり

## 8 連絡先

〇〇建設株式会社〇〇作業所

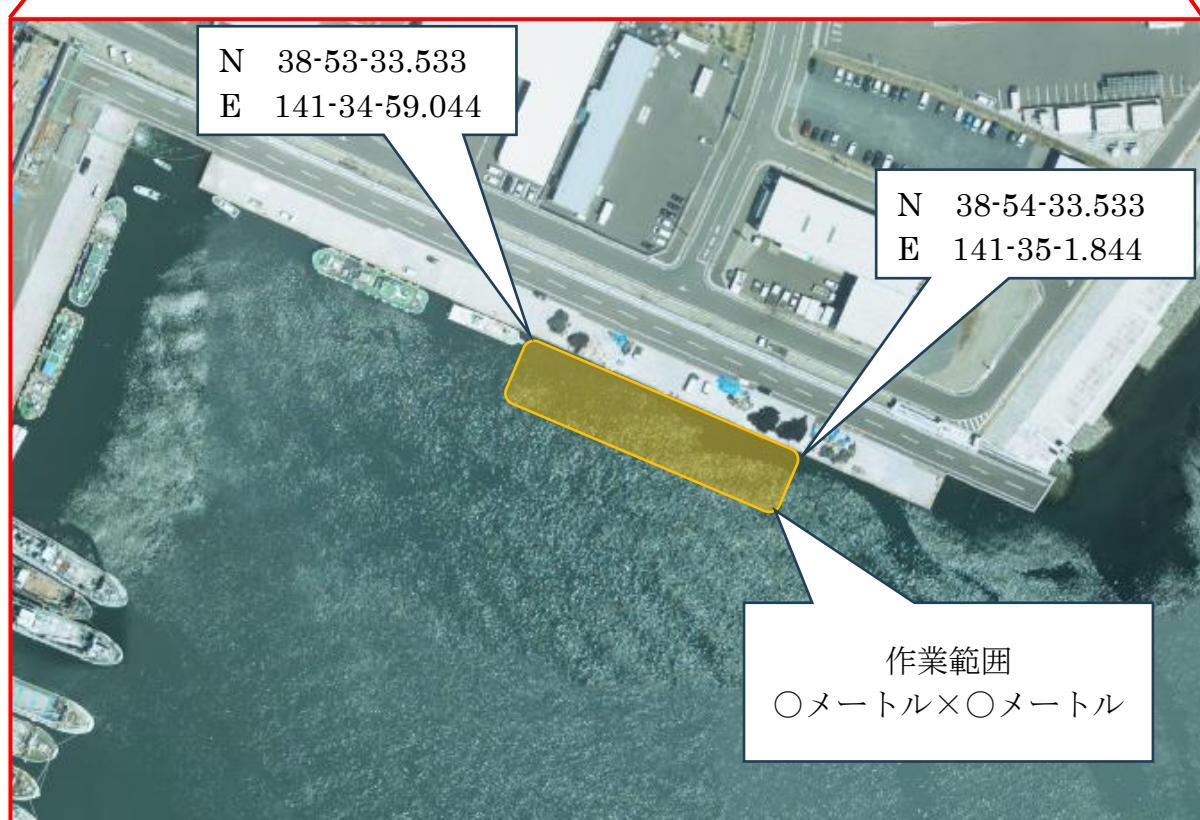
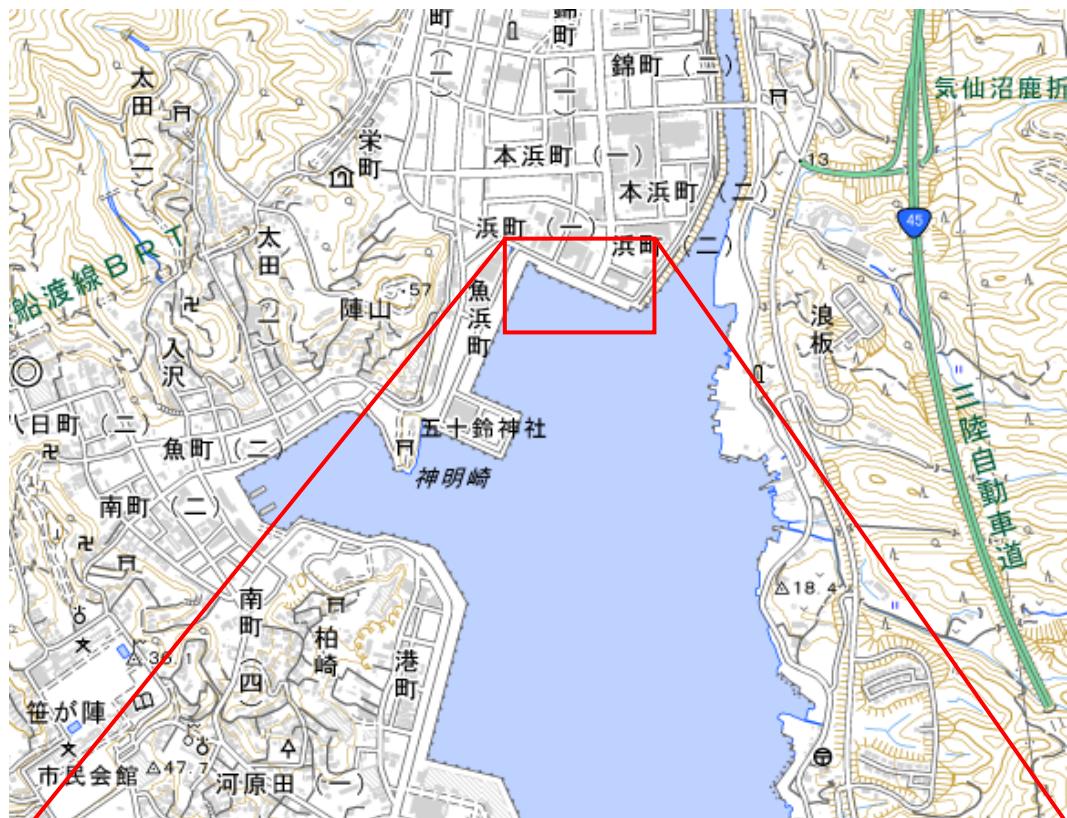
現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (昼間)

TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (夜間)

## 9 添付資料

### ① 位置図、作業区域図（調査区域等明示）



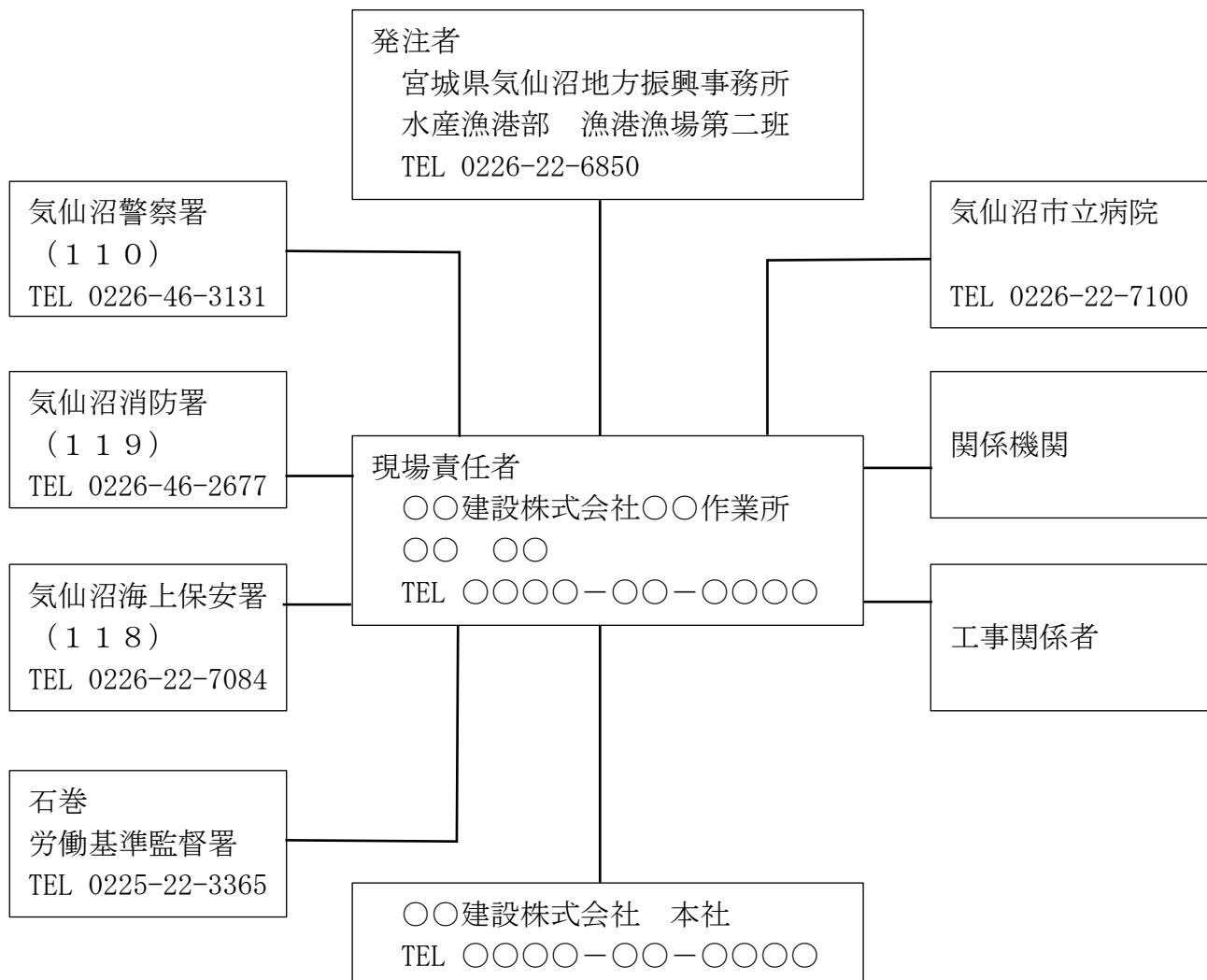
## ② 作業状況図

## ③ 使用船舶（機械）一覧

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬力	用途	乗組員	専従警戒要員
潜水士船			トン PS		名	名
警戒船			トン PS		名	名
作業船			トン PS		名	名
作業船			トン PS		名	名

	船舶検査済票の番号	船舶検査証書の有効期限	船長の氏名	海技免状の種類 有効期限	連絡手段

## ④ 緊急連絡系統図



## ⑤ 施工体制等協力業者一覧

⑥ 契約書又は発注証明書の写し等（期間、発注者・請負者が記載されたもの）

作業許可申請書（ボーリング作業）の記載例

## 作業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城海上保安部長 殿

申請者 住所 気仙沼市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇

1 種類

海上ボーリング作業

2 目的

気仙沼港〇〇ふ頭〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的としたボーリング櫓設置による地質調査

3 期間及び時間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

（予備日 令和〇年〇月〇日）

日出～日没までの間

4 区域又は場所

気仙沼港〇〇ふ頭〇〇岸壁前面海域

〇〇防波堤灯台から〇〇度〇〇mのボーリング地点を中心とした半径〇〇mの円内海域（「位置図」参照）

5 方法

- (1) 陸上で組み立てたボーリング櫓を気仙沼港〇〇岸壁にて起重機船により積み込み同船により現場海域まで吊り運搬します。（曳航全長〇〇m）
- (2) 陸上基点からボーリング位置を測量し、起重機船により設置します。
- (3) ボーリング櫓上から海底下〇〇mまで掘削し、土質サンプルを採取します。

- (4) 作業員又は資機材の運搬は、船外機船にて行います。（又は、岸壁からボーリング櫓まで渡橋を設置のうえ行います）
- (5) ボーリング櫓は、作業終了次第、直ちに起重機船により撤去し、搬出した岸壁へ陸揚げします。

## 6 危険予防の措置

### (1) 標識

- ① 起重機船による作業時、同船の投錨位置には橙色玉ブイを設置します。
- ② ボーリング櫓の四隅には標識灯（○○○製、○型、灯色黄色、4秒1せん光、光度、光達距離○km）を設置し、ボーリング三脚の頂部には赤旗を掲揚します。

### (2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し事故防止に努めます。
- ② ボーリング櫓設置及び撤去作業中は、専従警戒要員が乗船する警戒船○隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名○○○○

業務講習受講番号 宮城第○○号（令和○年○月○日）

- ③ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

また、津波注意・警報発表時には起重機船等を○○海域へ退避させます。（「退避場所位置図」参照）

### 作業中止基準

風速 ○m/s以上

波高 ○m以上

視程 ○km以下

- ④ 台風接近又は風速○m/s以上、波高○m以上の荒天が予想される場合には、事前にボーリング櫓を撤去し、○○岸壁へ陸揚げします。
- ⑤ 付近海域を通航する船舶に対しては、別添リーフレットを作成し、別添関係先へ周知することとします。
- ⑥ 事故発生時等は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに気仙沼海上保安署に連絡し、指示を受けることとします。
- ⑦ 磁気探査は、令和○年○月○日に実施しており、異常点は有りませんでした。
- ⑧ ボーリング作業中は、櫓上にブルーシートを養生し、回収缶を備え置いて作業に伴って発生する汚泥、油、廃棄物等は全て回収のうえ、陸上にて適正処理します。

- ⑨ 海洋施設設置届は、○月○日、宮城海上保安部へ提出済みです。（設置物が対象となる場合のみ）
- ⑩ 工事許可書は、現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑪ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。
- ⑫ 港則法及びその他の海事関係法令を遵守します。
- ⑬ 海域利用者との事前の調整及び周知を行います。

## 7 緊急連絡系統図

別添「緊急連絡系統図」のとおり

## 8 連絡先

○○建設株式会社

現場責任者 ○○○○

TEL ○○○○-○○-○○○○ (昼間)

TEL ○○○○-○○-○○○○ (夜間)

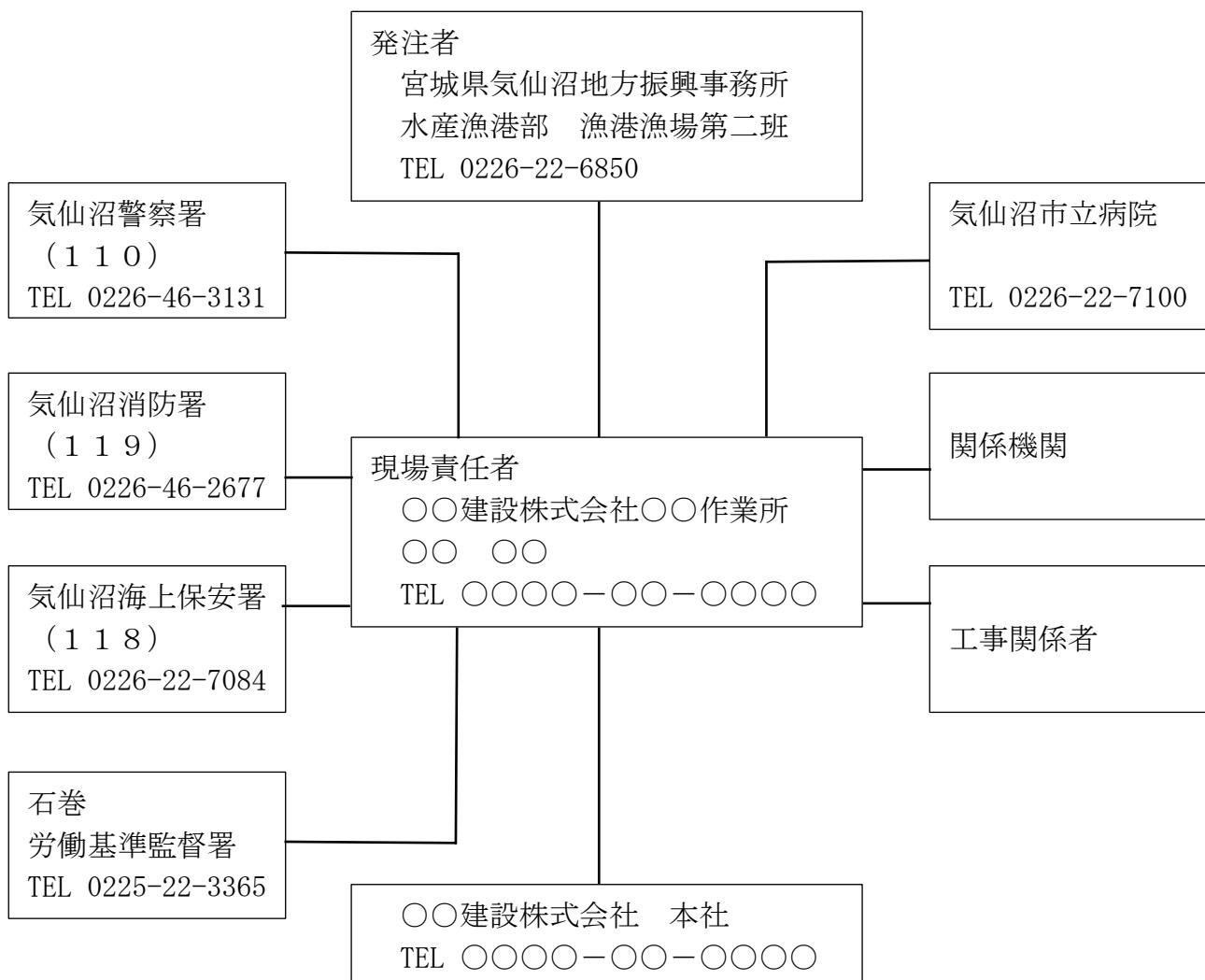
## 9 添付資料

- ① 位置図、作業区域図
- ② 施設の状況図
- ③ 標識の仕様（標体、灯質、灯色等が記載されたカタログ等）
- ④ 使用船舶（機械）一覧

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬 力	用途	乗組員	専従警戒要員
起重機船						
潜水士船			トン PS		名	名
警戒船			トン PS		名	名
作業船			トン PS		名	名
作業船			トン PS		名	名

船舶検査済 票の番号	船舶検査証書 の有効期限	船長の 氏名	海技免状の種類 有効期限	連絡手段

## (5) 緊急連絡系統図



## (6) 施工体制等協力業者一覧

(7) 契約書又は発注証明書の写し等（期間、発注者・請負者が記載されたもの）

## 第3章 水路業務法

### 第1節 通報

#### 1 根拠

水路業務第19条（水路関係事項の通報）

港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

#### 2 通報の対象となる工事の例示

##### (1) 岸線の形状に変化を与える工事

岸壁、ふ頭、防波堤、護岸、離岸堤、導流堤等の港湾施設の築造、改良、撤去工事

##### (2) 水深に変化を与える工事

- ① ケーソン、ブロック仮置き場の築造、撤去工事
- ② 泊地の埋立、掘下げ

##### (3) 船舶交通の障害となる工事

海底管、海上管、海底線の設置、撤去工事

なお、通報を要するかどうか不明な場合については、事前に窓口にお問い合わせください。

#### 3 通報のあて名及び提出先等

##### (1) 通報のあて名・提出先

提 出 先	通報様式記載のあて名
第二管区海上保安本部 海洋情報部監理課情報係	海上保安庁長官

##### (2) 事務取扱窓口

第二管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
〒985-8507 塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎4階 電話番号 022-363-0111 (内線2515、2516) FAX番号 022-365-1341 E-mail kan2-joho@jodc.go.jp

##### (3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

#### 4 通報者

通報者は「工事を行おうとする者」又は「工事を発注する者」でなければなりません。

## 5 通報の提出方法

通報は、着工日の2週間前までに事務取扱窓口に直接提出するか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

## 6 通報の様式

必要事項を別紙様式に従って記入し、工事（作業）許可申請書に添付した資料や図面（経度・緯度、工事区域等の情報が記載されているもの）を併せて提出してください。

通報事項に変更が生じた場合は、速やかに通報願います。

また、工事が完成した際は、通報控えの余白に工事完了日を記入し再度通報願います。

なお、通報様式は下記よりダウンロードすることができます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN2/gyoumu/shinsei/19jo.html>

## 水路業務法第19条第1項に基づく通報

通報年月日 令和 年 月 日

通 報 者

・住所 :  
・名称 :  
・連絡先 TEL  
E-mail  
・担当者 所属  
氏名

海上保安庁長官 殿  
(第二管区海上保安本部長 経由)

1. 工事の名称

2. 工事の概要

3. 工事の期間

4. 場所及び区域

5. 計画機関 :

連絡先 : TEL  
E-mail

所 属 :  
担当者 :

6. その他

通報提出先

〒985-8507

住所 : 宮城県塩釜市貞山3-4-1

第二管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL 022-363-0111

MAIL kan2-joho@jodc.go.jp

受付日

担当

上記通報に係る工事作業は、令和 年 月 日に完了したので通知する。

通報者

受付印

## 記載例

## 水路業務法第19条第1項に基づく通報

通報年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

通 報 者

・住所：〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇

・名称：〇〇〇〇〇

・連絡先 TEL 〇〇-〇〇-〇〇

E-mail 〇〇〇@〇〇〇〇〇

・担当者 所属 〇〇部〇〇課〇〇係

氏名 〇〇 〇〇

海上保安庁長官 殿

(第二管区海上保安本部長 経由)

1. 工事の名称 令和〇〇年度〇〇漁港改修工事〇〇〇  
(工事計画名、工事請負契約名等)

2. 工事の概要 〇〇漁港〇〇防波堤築造(〇〇m)に伴い浚渫工、基礎捨石工、本体工、上部工、消波ブロック据付工、他雑工を実施する。

3. 工事の期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(予備日を含む)

4. 場所及び区域 工事計画平面図等を添付

5. 計画機関：  
〇〇県〇〇港湾事務所  
連絡先：TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇  
E-mail 〇〇〇@〇〇〇〇〇  
所 属：〇〇部〇〇課〇〇係  
担当者：〇〇 〇〇6. その他  
工事完了後、防波堤先端部に標識灯（黄色、点滅式）1基設置。  
分割発注につき、他業者の工事あり。  
工事区域を示す標識灯（灯色黄色 4秒1せん光）設置。  
クレーン台船を使用。  
警戒船1隻配備。

通報提出先

〒985-8507

住所：宮城県塩釜市貞山3-4-1

第二管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL 022-363-0111

MAIL kan2-joho@jodc.go.jp

受付日

担当

上記通報に係る工事作業は、令和 年 月 日に完了したので通知する。

通報者

受付印

## 第2節 許可

### 1 根拠

#### 水路業務第6条（海上保安庁以外の者が実施する水路測量）

海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならぬ。但し、学術上の目的をもつて行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

#### 【参考：国土交通省令】

#### 水路業務法施行規則第3条（許可を要しない水路測量）

法第6条但書の規定により、海上保安庁長官の許可を受けることを要しない場合は、左のとおりとする。

- 一 地球物理学、海洋学、地形学、地質学及び生物学の調査及び研究のために水路測量を行う場合
- 二 港湾施設施工のために水路測量を行う場合
- 三 百万分の一未満の縮尺図を調製するために水路測量を行う場合
- 四 前各号に掲げる場合を除く外、高度の正確さを必要としない水路測量を行う場合

### 2 申請が必要な水路測量の例示

- (1) 港湾浚渫確認のための測量
- (2) 栈橋完成に伴う測量
- (3) 海岸形状把握のための測量
- (4) 漁場造成のための測量

なお、港湾施設施工を目的とした水路測量は許可を要しませんが、施工後に実施する水路測量は許可申請の対象となります。

また、水路測量の計画・立案の途中でも不明な点は、窓口にお問い合わせください。

### 3 申請のあて名及び提出先等

#### (1) 申請のあて名・提出先

提 出 先	申請様式記載のあて名
第二管区海上保安本部 海洋情報部監理課監理係	海上保安庁長官 又は 第二管区海上保安本部長

#### (2) 事務取扱窓口

#### 第二管区海上保安本部海洋情報部監理課監理係

〒985-8507

塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎4階

電話番号 022-363-0111 (内線2513)

FAX番号 022-365-1341

E-mail jcg-2kanri@gxb.mlit.go.jp

### (3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

## 4 申請者

申請者は「水路測量を計画する機関の者」又は「水路測量を実施する機関の者」でなければなりません。

## 5 申請書の提出方法

申請書は、作業を開始する1ヶ月前までに事務取扱窓口に直接提出するか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

## 6 申請書の記載要領

水路測量を実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、あて名を「海上保安庁長官」とし、最寄の管区海上保安本部を経由するか、直接海上保安庁海洋情報部（東京都）へ申請してください。

上記以外の場合は、あて名を「管区海上保安本部長」とし、水路測量を実施する区域を管轄する管区海上保安本部海洋情報部へ申請してください。

申請者が法人等である場合には、「住所」にあっては当該法人等の住所を、「氏名又は名称」にあっては当該法人等の名称並びに代表者名の職名及び氏名を記載してください。なお、公印は省略できます。

### (1) 目的

水路測量の目的をできるだけ具体的に明記する。

### (2) 区域

水路測量を実施する区域の港名又は地名を記載する。また、当該区域及び周囲の概況を明らかにできる適格な縮尺の付図を添付する。なお、経緯度で測量区域等を表すことができる場合は経緯度値をできるだけ明記する。

### (3) 水路測量標の設置の有無

有り又は無しを明記する。水路測量標を設置する場合は、設置の目的、予定場所、水路測量標の種類などを記載する。

### (4) 事項

9つの項目の中から、当該作業で該当する項目にレ印を付す。（複数可）

### (5) 測定又は調査の方法

測定方法、測定機器及び測定機器の精度を記載する。

#### ① 灯台その他の物標の標高の場合

G N S S（2周波精密測量用）及びトータルステーション（10秒読み）を使用して測定する。

#### ② 障害物の高さの場合

橋梁の高さは巻尺を用い水面からの直接測定とする。

③ 水深の場合

ア 海上位置の決定方法

- ・ 経緯儀（3" 読み）と光波測距儀（4 cm/500m）による一方位一距離法

- ・ GNSS（RTK：100mm+2ppm）

イ 測深の方法（測定機器及び測定機器の精度）

- ・ 多素子音響測深機（○○社製、○○型、4素子）、精度（±0.01+水深/1000）m

- ・ マルチビーム音響測深機（○○社製○○型）

ウ 未測線幅の上限（又は測深線間隔）

- ・ マルチビーム音響測深機を使用し未測深幅0mで実施する。

- ・ 測深線間隔10m（未測深幅最大2m）で実施する。

④ 底質の場合

- ・ 投鉛を使用して判別を行う。
- ・ 採泥器（スミスマッキンタイヤ）を使用して採取する。

⑤ 上記①～④に該当しない場合

項目名を括弧内に記載し、測定方法・測定機器・機器の精度等を記載する。

(6) 期間

測量を行う区域における水路測量作業期間を記載する。

（会社と作業現場の往復日数は含まない。）

(7) 成果の提出

「予定期日」には、許可を受けた水路測量で得た成果を提出する年月日を記載し、「形式」には成果の名称・縮尺等を記載する。また、デジタルデータの場合は、記録媒体・データ処理ソフト・フォーマット形式等も併せて記載する。

(8) 水路測量を計画する機関

水路測量を計画している機関の名称、代表者の氏名、所在地を記載する。

(9) 水路測量を実施する機関

水路測量を実施する機関の名称、代表者の氏名、所在地を所定の欄に記載する。

「水路測量作業従事者」には、従事者の氏名、実務略歴、水路測量に関する資格名等を記載する。

(10) 備考

申請書の各欄に記述することが困難な事項や他に添付書類として提出するものの有無、計画機関の担当者等を記載する。

## 7 申請書の様式

必要事項を「6 申請書の記載要領」に従って別紙様式に記入し、実施計画書等を併せて提出してください。

なお、申請様式は下記よりダウンロードすることができます。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/info.html>

水路測量許可申請書

年 月 日

殿

住 所 :

氏名又は名称 :

水路業務法第6条の規定により、下記のとおり水路測量の許可を申請します。

記

1 目的

2 区域

3 水路測量標の設置の有無

4 事項

灯台その他の物標の標高    可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ干出する  
岩その他の物及び干出堆の高さ    水深    海岸線    低潮線  
浮標の位置    底質    その他 ( )

5 測定又は調査の方法

6 期間

7 成果の提出

予定期日

形 式

8 水路測量を計画する機関

名 称

代表者の氏名

所 在 地

9 水路測量作業を行う機関

名 称

代表者の氏名

所 在 地

水路測量作業従事者

10 備考

記載例

## 水路測量許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第二管区海上保安本部長 殿

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名又は名称：〇〇県港湾局長

〇〇 太郎

水路業務法第6条の規定により、下記のとおり水路測量の許可を申請します。

記

1 目的 〇〇港〇〇区〇〇埠頭〇号岸壁（-8.5m）の完成に伴う竣工確認

2 区域 〇〇港〇〇区

3 水路測量標の設置の有無 なし

4 事項

□灯台その他の物標の標高 □可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ□干出する岩その他の物及び干出堆の高さ □水深 □海岸線 □低潮線

□浮標の位置 □底質 □その他 ( )

5 測定又は調査の方法

測位はGNSSを使用し船位を測定する。水深はマルチビーム音響測深機（△△社製、〇〇型）を使用する。最低水面は〇〇による。その他詳細は実施計画書のとおり。

6 期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日（うち〇〇日間の予定）

7 成果の提出

予定期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

形 式 〇〇港深浅図（プラスチックシート、縮尺1/10,000）

8 水路測量を計画する機関

名 称 〇〇県港湾局

代表者の氏名 港湾局長 〇〇 太郎

所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

9 水路測量作業を行う機関

名 称 〇〇〇〇測量株式会社

代表者の氏名 〇〇 花子

所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番地

水路測量作業従事者

氏名	実務歴	資格
----	-----	----

〇〇 一郎	水路測量30年	水路測量技術検定沿岸一級
-------	---------	--------------

〇〇 次郎	水路測量10年	水路測量技術検定沿岸一級
-------	---------	--------------

〇〇 三郎	水路測量 5年	水路測量技術検定沿岸二級
-------	---------	--------------

10 備考（計画機関の担当者名等）

担当者：〇〇県港湾局〇〇部〇〇課 〇〇 洋子

TEL：(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

## 第4章 その他

## 第1節 港則法適用港一覧

港 名	港 域
気仙沼港	梶ヶ浦防波堤突端（北緯三八度五三分東経一四一度三六分七秒）から一四八度四六〇メートルの地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
志津川港	荒島南端から二二八度に引いた線、同島北端から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川曙橋各下流の河川水面

## 第2節 水底土砂に係る判定基準

項	項目	判定基準
1	アルキル水銀化合物	不検出
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下
3	カドミウム又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
4	鉛又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
5	有機りん化合物	1 mg/ℓ以下
6	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下
7	ひ素又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
8	シアン化合物	1 mg/ℓ以下
9	P C B	0.003 mg/ℓ以下
10	銅又はその化合物	3 mg/ℓ以下
11	亜鉛又はその化合物	2 mg/ℓ以下
12	ふっ化物	1.5 mg/ℓ以下
13	トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ以下
14	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
15	ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/ℓ以下
16	クロム又はその化合物	2 mg/ℓ以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2 mg/ℓ以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5 mg/ℓ以下
19	有機塩素化合物	40 mg/kg 以下
20	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
21	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
22	1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
23	1・1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下
24	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
25	1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
26	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
27	1・3-ジクロロプロパン	0.02 mg/ℓ以下
28	チウラム	0.06 mg/ℓ以下
29	シマジン	0.03 mg/ℓ以下
30	チオペンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
31	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
32	セレン又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
33	1・4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下
34	ダイオキシン類	10 pg/ℓ以下

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令

(昭和48年2月17日 総理府令第6号)

### 第3節 気仙沼港港域図



国土地理院 (GSI)

#### 第4節 志津川港港域図



国土地理院 (GSI)